

京都市消防局訓令乙第6号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改める。

令和2年3月31日

京都市消防局長 山内博貴

別表消防吏員の項中 「 5 年 」 を 「 定めなし。 」 に改め、同表消防職

員（消防吏員を除く。）の項中 「 制 事 務 服 服 1 以 上 5 年 3 年 」

「  
 を 

制	服	1 以上	定めない。
---	---	------	-------

 に改め、同表警防活動要  
 」

員の項の次に次の2項を加える。

統括指揮隊員	統括指揮活動帽	1 以上	定めない。
	統括指揮活動服		
特別高度救助隊員	特別高度救助活動帽	1 以上	定めない。
	特別高度救助活動服		

別表音楽隊員の項を次のように改める。

音 楽 隊 員	帽 子	合 冬 帽		1 以上	5	年
		夏 帽			3	年
	合冬服	上 衣			5	年
		ズ ボ ン			5	年
	夏 服	上 衣	長 袖		1	年
			半 袖		2	年
	ズ ボ ン		2		年	
	演 奏 靴		1		年	

別表備考1中「三部勤務」を「交替制勤務」に改め、同表備考3中「救急隊員（女性に限る。）及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(消防局総務部施設課)